

原発推進派，反対派の労働組合は 何を主張したのか

——組合イデオロギーと「世界観」の分析

鈴木 玲

はじめに

- 1 労働組合の原発に対する見解・言説の分析枠組
- 2 日本における原発推進派，反対派労組の政策・活動と争点
- 3 原発推進派と反対派の労組の見解・言説の分析

おわりに

はじめに

本稿は、主に1970年代半ばから80年代半ばまでを対象にして、労働組合の原子力発電に関する異なる見解が形成・再生産された背景を、推進派と反対派労組の組合機関紙・刊行物、その他の組合関係資料に基づいて分析する。対象とする組合は、原発推進派に関しては、電力労連（電力総連の前身組織）および傘下組合（とくに東京電力労組）、原発反対派に関しては原発立地点の総評の地方組織（県評や地区労）およびこれらの組織が動員した抗議行動に積極的に参加した単産（自治労、動労など）である。

本稿は、労働組合が原子力発電を推進あるいは反対する立場をとった制度的理由を説明するとともに、原発に関する見解や言説の背景にある信念や世界観（world view）を分析する。具体的には、技術開発への信念や経済発展へのコミットメント（推進派の場合）、あるいは反独占資本や反戦・反核闘争（反対派の場合）などである。このような原発推進派・反対派労組の対立は、政治的右派、左派の違いの反映とみることができるが（吉岡 2012：20）、本稿は政治イデオロギーの「二項対立」を超えた三類型の「政治スタイル」と呼ばれる概念（後述）に基づき組合の原発政策を分析する。

以下では、第一節で労働組合の原発に対する見解・言説を分析する枠組を提示する。分析枠組は、(1) どのような要因が労働組合の原発に対する推進、反対の態度を形成するのか、(2) 原発に対する見解・言説を構成する要素は何か、という問題意識に基づく。(1)については、労働組合の体制への統合の程度とイデオロギーに焦点をあてる。(2)については、アクターの信念・世界観を類型化した「政治スタイル」という概念を当てはめる。

第二節は、本稿が対象とする推進派と反対派労組および労組連合体の政策と活動について検討し、

これらの労組や労組連合体が賛成あるいは阻止の立場で取り組んだ公開ヒアリングに代表される原発建設の手続きを概観する。第三節は、原発推進派と反対派の労組の見解・言説を検討する。電力労連とその傘下組合が、原子力発電の技術の現状と可能性、原発の安全性、公開ヒアリングなどの建設手続きのあり方、原発反対運動等についてどのように捉えていたのかを、組合幹部の発言・論考や機関紙の記事などを基に検討する。反対派については、県評や地区労、および原発反対の政策を明確にした単産が、上に挙げた原発の諸課題をどのように捉えたのかを考察する。

本稿は最後に、原発推進派と反対派労組の見解・言説の「政治スタイル」を比較し、労働組合の原発に対する態度の前提には相容れない信念や世界観が存在し、相互の対話や理解がほぼ不可能であったことを示す。また、80年代前半の公開ヒアリングをめぐる鮮明化した原発推進派、反対派労組の対立構造が80年代半ば以降変化したことを示す。その理由として、全民労協による原発問題に対する合意形成への動き、チェルノブイリ事故を契機とした労働運動とは直接つながりをもたない反原発市民運動の盛り上がり指摘する。

1 労働組合の原発に対する見解・言説の分析枠組

労働組合の原発に対する政策や反原発運動との連携を検討した日本と海外の先行研究は、管見の限りそれほど存在しない。日本では、本田宏が原発政策をめぐる政治過程の研究で、原発批判勢力の中心の位置を占めた社会党・総評ブロックの動向や政府、電力会社、電力労組などの推進勢力との拮抗を包括的に分析した(本田 2005)。また、高井(1978)やTanaka(1988)は、原発推進派の電力労連、原発反対派の電産中国(中国電力の総評系少数派組合)、および原発で働く下請労働者を組織した全日本運輸一般労組関西地区生コン支部原発分会の活動を分析した。これらの研究は、電力労連が1970年代前半に原発労働者の被ばく増加の懸念から原発推進に一定の距離を置き始めたものの、75年の執行部交代を契機に原発推進のコミットメントを強めたこと、電産中国が豊北原発建設阻止に重要な役割を果たしたこと、原発分会が会社側の抑圧や下請労働者の職場定着度の低さから衰退したことなどを指摘した。

海外の研究では、労働運動と環境運動一般の協力・同盟関係を分析した最近の研究の代表例として、Brian Obachのアメリカを事例とした研究を挙げることができる(Obach 2004)。Obachの研究は、労働組合と環境運動団体が「仕事」対「環境」(jobs versus the environment)の相反する利益をもつために対立する傾向にあるとする定説に対し、労働組合と環境運動が共通して取り組める課題が存在することを指摘した。そして、組合員の利益を超えた広い範囲の課題を追求する社会的ユニオニズム(social unionism)を掲げる労働組合は、職場や職能に関する狭い利益を追求するビジネス・ユニオニズムを掲げる組合よりも、環境運動団体など他の社会運動団体と同盟を結ぶ傾向にあると論じた(Obach 2004: 153-154)。

労働組合の原発政策に関連した研究としては、Heinrich Siegmannのアメリカとドイツ(旧西ドイツ)の比較研究を挙げることができる(Siegmann 1985)。Siegmannの研究は、原発を含むエネルギー問題をめぐる労働組合と環境運動団体の関係に焦点を当て、どのような要因が関係を対立的あるいは協力的にするのか考察した。SiegmannはObachと同様に、アメリカ労働運動に内在する社会

的ユニオニズムとビジネス・ユニオニズムの対照的なイデオロギー（それぞれ、旧CIOと旧AFLの組合に対応する）がエネルギー問題をめぐる労働組合と環境運動団体の関係に影響すると論じた。すなわち、前者は協調関係を、後者は対立関係を促進するとされる（Siegmann 1985：170）。ドイツとアメリカとの比較では、労働組合が政治体制に統合されている程度が両国間の労働組合と環境運動団体の関係を対立的あるいは協調的にする重要な要因であるとする。すなわち、ネオ・コーポラティズム体制に統合されているドイツの労働組合は、環境やエネルギー政策で政府に近い政策をとり、体制への統合の程度が弱い環境運動団体との関係が対立的になる傾向にある。他方、アメリカの労働組合と環境運動団体は政治体制に統合されている程度がどちらも弱いいため、ドイツと比較すると労働組合と環境運動団体の関係が協力的な傾向にあると指摘した（Siegmann 1985：133, 147）。

ビジネス・ユニオニズムや社会的ユニオニズムという労働運動のイデオロギーが、一国の労働運動の原発政策を説明する要因としては不十分とする見解もある。SavageとSoronは、アメリカとカナダの全国組織（AFL-CIOとCLC [the Canadian Labour Congress]）の原発政策の比較分析で、AFL-CIOが原発推進を支持し、CLCが原発に批判的な立場をとったことが、両国の労働運動の主流イデオロギーであるビジネス・ユニオニズムと社会的ユニオニズムだけでは説明できないと論じた⁽¹⁾。但し彼らの分析は、全国組織を構成する産業別組合（あるいは特定の部門を組織する組合の連合体）のレベルでは、労働運動のイデオロギーが政策形成に影響力をもつことを暗黙の前提としている（Savage and Soron 2011）。

アメリカ、ドイツ、カナダの労働組合の環境問題への取り組みやエネルギー・原発政策を検討した先行研究から、労働組合の原発に対する推進、反対の態度を形成する要因として、労働組合のイデオロギーおよび政治体制への統合の程度（すなわち制度内アクターであるかどうか）が重要であると考えられる。労働組合の政策に影響を及ぼす要因は、以下のような形にまとめることができる（表1）。政治体制に統合されている組合がもつイデオロギーについては、便宜上「体制内主義」と呼ぶ（図の2列目）。

原発に対する見解・言説を構成する要素は何か。この問題意識に関しては、アメリカ、スウェーデン、フランスの原発政策をめぐる政治紛争の比較分析を行ったJames Jasperが紛争当事者の議論

表1 イデオロギー、体制への統合と労働組合の原発政策

体制への統合の程度	統合が強い	統合が弱い	
イデオロギー	体制内主義	ビジネス・ユニオニズム	社会的ユニオニズム
イデオロギーが主流であるとされる国	ドイツ	アメリカ	カナダ
原発政策	原発推進（政治体制が原発を推進する場合）	原発推進（原発に利害をもつ組合の場合）	原発反対

(1) 彼らは、AFL-CIOとCLCの政策の違いを説明するために考慮に入れるべき要因として、それぞれの全国組織と傘下組合との制度的関係（とくに原発に経済的利益をもつ建設業関連の労組の全国組織内の発言力）、全国組織と支持政党の関係などを挙げた（Savage and Soron 2011）。

を分析する際に使った枠組みを参考にする (Jasper 1990)。Jasperは政治家、官僚、電力会社、反原発運動組織などの紛争当事者の原発問題へのアプローチを「政治スタイル」(political style) という概念で捉えた。「政治スタイル」とは、当事者の議論のレトリックとそれを正当化する世界観や信念を指し、社会問題を認識・分析・解決するため、あるいは解決策を他の当事者に納得させるための手段として使われる。「政治スタイル」の3つの類型は、費用対効果主義 (cost-benefiters)、技術至上主義 (technological enthusiasts)、倫理主義 (moralists) である。彼は、異なった「政治スタイル」をもつ当事者がそれぞれの独自のシンボルや合理性をもつため、相互の会話や理解を成立させること、あるいはお互いの「政治スタイル」を譲歩して妥協することが困難であると指摘した (Jasper 1990 : 21, 25-26)。

Jasperの政治スタイル三類型をやや詳しくみると、「技術至上主義」者は、コスト計算よりも、自然科学に依拠した具体的な技術的発達に信念をもち、研究開発政策による人間の物理的能力の拡大が社会問題を解決する手段であると考えている。例えば、アメリカでは軽水炉がコスト的に有利であるという明確な証拠がないまま、1965年から74年の間に原発の発注が急増した。これは、メーカーと電力会社の技術者と経営者および政府の原子力委員会 (AEC) が、技術至上主義に影響を受け、原子力技術の急速な発展でコストが下がるという楽観的な展望 (あるいは信念) をもったからだとされる (Jasper 1990 : 25, 45-49)。

「倫理主義」者は、技術発達が不当な目的に使われる可能性を認識し、正義と悪の峻別を政治の原則とする。この政治スタイルは、とくに環境運動の活動家 (環境的倫理主義者) の間にみられる。原発反対運動は、原子力推進政策や原子力技術が一定の安全性を確保して社会に経済的利益をもたらす場合でも、そのような政策や技術を倫理的に悪であるとみなし批判する。また、原発反対運動は原発の技術的側面や経済的側面ではなく、原発が社会体制全体に対してもつ含意やシンボルに関心を向ける。例えば、1974年に原発に反対する政策を決定したCFDT (フランス民主労働同盟) は、倫理主義的な政治スタイルをもった。この原発に反対する政策は、ラ・アージュ再処理工場の管理体制の質の低下により労働者や住民の安全や健康が犠牲にされているという懸念と、カトリック労働者の運動に起源をもつCFDTの倫理主義的志向 (例えば、CFDTは消費社会や経済成長至上主義に批判的) が結びついた結果であるとされる (Jasper 1990 : 25, 112, 152-153)。

「費用対効果主義」者の典型例は、エコノミストであり、需要曲線や価格弾力性などの「道具」を使い、社会の生産性の最大化と資源の効率的配分を目指す。アメリカの場合、1975年以降原発の受注が激減し、受注のキャンセルが急増した。その理由として、原発建設の資金調達が困難になり、電力会社のなかで費用対効果主義者の影響が強まったことが挙げられている。さらに当時のフォード政権は、費用対効果主義に基づき電力会社への資金的援助に反対した大統領経済諮問委員会の意見を受け入れ、その決定がその後の原子力発電の停滞に結びついたとされる (Jasper 1990 : 25, 116-120)。

政治スタイルの概念は、どのように労働組合の原発政策に当てはめることができるのか。上記の労働組合のイデオロギーとの関係でみると、公共的で広い範囲の目標を追求するとされる社会的ユニオニズムは、倫理主義と親和性をもつと考えられる。他方、職場や職能に関する狭い利益を追求するビジネス・ユニオニズムは、組合員の経済的利益を所与の経済や労働市場の状況から合理的に

判断する限りにおいて、費用対効果主義に親和性をもつとみることができる。また政治体制に統合されている「体制内主義」を志向する組合は、政治体制が原発推進に強くコミットしている場合、技術至上主義と親和的であるといえる。

なおJasperの分析は、政府や電力会社が一つの政治スタイルで一枚岩ではなく、内部に異なった政治スタイルをもつグループがお互いの世界観を脅かすことなく併存し、経済・政治的状況の変化でそれぞれのグループの影響力が変化することを示す。同様に、一つの労働組合（あるいは一つの主張をもった労働組合のグループ）でも、組合イデオロギーと親和性をもつ政治スタイルとは別の政治スタイルが併存する可能性があると考えられる。

2 日本における原発推進派、反対派労組の政策・活動と争点

(1) 電力労連および傘下組合

本節は、まず原発推進派労組、原発反対派労組の政策・活動の概要を示す。原発推進派労組は、電力労連およびその傘下の各電力労組に代表される⁽²⁾。

電力労連は早くも57年の大会で原発推進を打ち出したが、原子力開発を市場に任せるのではなく、国家の整合性のある政策のもと計画的に推進されるべきとの立場をとった。電力労連は、1966年2月に「原子力発電開発に対する提言」を発表し、「原子力発電の積極的開発を推進すべき」としながらも、「国にも、電力経営者にも根本的に原子力発電に対する政策が欠除しており、国民経済的立場からの推進を計らねばならない」と論じた。同年9月には「第二次提言」を発表し、政府と電力経営者の原子力開発における協力の必要性を強調するとともに、新型転換炉と高速増殖炉の開発についての見解を述べた。その後、69年発表された「第三次提言」は、他国が政治的侵略に備えるために軍事予算を組むのと同様に、政府が経済侵略に備えるために原子力開発に「最優先に近い予算上序列を与えるべき」と主張した。さらに第四次～六次提言をそれぞれ72年、75年、78年に発表した。「第四次提言」は、すでに東海、敦賀、美浜、福島で原発が稼働していることを受けて、安全性や立地問題など具体的な課題について見解を出した。「第五次提言」は原子力行政改革の主張に加え、原発の稼働率が低く「完成された商業炉」としてまだ課題があること、増加している労働者の被ばく問題が解決されない限り「本格的な原子力時代をむかえることは不可能」と指摘した。同提言はこれまでの推進一辺倒の立場から転換したものとして注目されたが、電力労連は「第六次提言」で石油の代替エネルギーとして原子力の重要性を強調し、従来の推進の立場に戻った（変化の理由は後述）。さらに六次提言は、政府に対し核燃料サイクルに対する基本政策の確立が必要であると強調した（電力労連 1993：563-570；DR 1966. 2.5, 1966. 9.15, 1969. 3.5, 1972. 3.15, 1975. 2.15, 1978. 6.25）。

電力労連と傘下電力組合は、労使協議を通じた労使間の諸課題の解決、労使間の相互理解の促進

(2) 電力労連の他に、原発メーカーを代表する電機労連、造船重機労連も原発推進の立場をとり、1974年に3つの産別組織は「三労連原子力問題研究会議」を設置した。誌面が限られているため、本稿は電力労連の政策・活動に焦点を当てて検討する。

を重視した労使協調路線をとった。これらの組合は、労使関係制度や経営体制に統合されている制度内アクターであり、「体制内主義」イデオロギーを志向したといえる。電力労連は、68年より電力会社の経営者団体である電事連（電力事業連合会）と「電力中央労使会」を、「産業大の基本的な諸問題について相互理解を深めること」を目的として実施した。また1977年12月、電力9社の労使のトップが「電力事業の直面する課題について、労使の隔意ない意志疎通をはかり、相互理解をいっそう深めること」を目的として「電気事業労使会議」を発足させた（電力労連 1993：561-562；DR 1977.12.15）。さらに、社会経済国民会議は、「エネルギー開発促進委員会」を1974年8月に設置した。同委員会は、労働側、経営側、中立委員（学識経験者）から構成され、エネルギー政策（とくに原子力開発や原発立地における諸課題）についてインフォーマルではあるものの「ネオ・コーポラティズム」的な議論の場を提供したといえる（議論の内容については後記）（電労連月報 1974.9, 1974.10, 1974.11, 1975.1, 1975.2, 1975.3）⁽³⁾。

企業レベルで東京電力労組の例をみると、組合は1972年の時点で労使交渉に臨む姿勢として、「労使協議制を媒体として経営に対する発言力を強めることによって、労使関係の民主化を進め」とともに、「経営の責任と最終決定権を是認しながら……団交による公正配分の追求」をすすめた（東電労組・政策室編 1985：454-455）。また、東電労組は労使協議を補完する「円卓協議の場」を経営側に求めていたが、1977年に「エネルギー問題労使懇談会」が設置された。組合は同懇談会の設置を、経営参加に向けた組合の努力の重要な前進と受け止めた（DI 1977.8.20）。

電力労連や各電力労組は、エネルギー政策や原発の必要性・安全性について労働運動内部や国民一般に理解を広げる活動を、他の組合や組織と協力して実施した。1976年～81年にかけて、電力労連、同盟、社会経済国民会議の共催する「エネルギー・シンポジウム」が定期的な実施された。このシンポには、電力労連傘下組合の組合員に加え、同盟傘下労組の組合員および中立労連や総評系の一部の労組の組合員も参加した。シンポジウムは、「エネルギー危機を克服するために」、「エネルギー確保こそわれらの使命」などをテーマとし、学識経験者やジャーナリストの講演やパネルディスカッションを通じ、参加者に石油の代替エネルギーとしての原子力開発の必要性を啓蒙する場となった（高井 1978：103；DR 1976.3.15, 1977.3.15, 1978.3.25, 1979.11.5）⁽⁴⁾。地方レベルでは、同盟や民社党の地方組織、経済団体などが中心となって原発推進の「運動団体」が結成され、各電力労組はそのなかで重要な役割を果たした⁽⁵⁾。

(3) エネルギー開発促進委員会の労働側委員は、ほぼ電力労連の代表で占められていたと考えられる（電労連月報 1974.10を参照）。なお委員会は、1975年2月までに8回の会合を開き、中間報告書を社会経済国民会議に提出した。

(4) 82年以降、「エネルギー・シンポジウム」は、エネルギー問題をより広い政策を視野に入れて議論する「政策シンポジウム」に引き継がれた（電力労連月報 1983.1；DR 1984.5.15）。

(5) 例えば、島根地方同盟、民社党県連、推進県民会議により結成された島根県原発推進会議は、島根原発2号炉建設推進の世論形成を図り、81年2月に全国初の「原発推進県民大会」を開催し、2,500人にのぼる「一般市民、同盟・中立系労組員」が参加した（DR 1981.2.25）。この大会は、同年1月28日の6,000人が動員された島根原発2号炉第1次公開ヒアリング阻止闘争に対する対抗的動員とみることができる。

(2) 総評の県・地域組織、単産⁽⁶⁾

総評は、70年代初めより反原発路線を明確にし、全国の反原発闘争に関与する組合活動家の交流や情報提供の場を設けた。しかし、反原発闘争の主役は原発立地点の県評や地区労および諸闘争に組合員を動員した一部の単産であり、総評の役割は調整役に留まった。総評の原発に対する政策は、同じ政治ブロックを構成している社会党と原水禁の動きとリンクしていた。社会党や原水禁は、反原発闘争に参加している「地方活動家」の下からの影響を受けて、反原発の立場を明確にした。同党は、71年に「原子力発電所新・増設計画及び再処理工場の建設計画」の即時中止を要求する見解を出し、72年1月の党大会で正式な運動方針として承認された。そして72年9月、「原発対策全国代表者会議」が社会党と総評主催、原水禁後援により茨城県で開催され、「原子力施設設置市町村や施設予定市町村の代表など117人」が参加した（本田 2005：87-88；労竹ニュース 1972.9.6）。その後、この会議は「原子力反対全国代表者会議」に名称を変え、社会党、総評、原水禁により毎年（三団体が共催あるいは主催・後援に分かれて）開かれた。

県評は都道府県レベルで結成された労働組合の連合体で、県によっては地評とも呼ばれる（そのため「地・県評」が総称として使われる場合もあるが、本稿は「県評」で統一する）。加盟組合の大多数は総評系の組合であるものの、県評によっては中立労連、新産別、純中立系の組合も加盟した。県評は春闘などの経済闘争だけでなく、体制に批判的な立場から政治・社会的課題に関する運動にも関与していたため、労働運動のイデオロギーとしては「社会的ユニオニズム」を志向していたといえる。

総評組織局が1979年と85年に行った調査によると、反原発あるいは反核を（いずれかの調査で）「長期に継続・追求している重点課題」として三位以内に挙げている県評は、北海道、青森、新潟、福井、石川、三重、和歌山、島根、鳥取、広島、愛媛、高知、佐賀、長崎、鹿児島である。また静岡は「公害闘争」を課題として挙げている（総評組織局 1979：22-23, 1985：56-61）。これらの道・県は（広島、長崎を除き）原発の立地県あるいは立地が予定されている県である。

地区労は、市や郡を単位として結成された組織で、全国で1,300に上った。県評と同様に、総評系の組合が多数を占めたが、中立労連、新産別、純中立系の組合も加盟した。原発立地点に近い地区労は、県評と協力して反原発闘争に取り組んだ⁽⁷⁾。そのなかでも、柏崎地区労が柏崎・刈羽原発反対闘争で指導的役割を担ったことが知られている。

反原発闘争に取り組んでいる県評は、原発建設の行政手続きの諸段階や建設着工後のさまざまな諸局面で集会や抗議行動を実施し、傘下の単産に対して組合員の動員を要請した。これらの諸集会・行動のなかでとくに動員数が多かったのは、公開ヒアリング阻止闘争であった（表2参照、公開ヒアリング制度については後述）。県評はどのような形で、どのような単産を中心に諸集会・行

(6) 総評系の全電力加盟組合、とくに電産中国と全北電（全北海道電力労働組合）も反原発闘争に関与したが、誌面が限られているため、これらの組合の活動は扱わない。

(7) 県評や地区労の原発反対運動への関与の形態は、それぞれの立地点の反対闘争の状況を反映して多様であった。漁協など組織的資源を動員できる住民の組織が存在した場合、住民運動組織は県評・地区労以上の影響力をもった（例えば、熊野井内浦原発反対闘争）。他方、住民運動が弱い場合、県評・地区労が反対運動組織の結成に中心的役割を果たした（例えば、原発反対福井県民会議）。労働組合と住民運動の同盟関係の分析は、別稿に譲る。

動に動員したのだろうか。動員要請方法は、県評ごとに異なっていたと考えられるが、浜岡原発と島根原発の公開ヒアリング反対闘争の事例を以下に示す。

静岡県評が81年3月19日の浜岡原発3号炉公開ヒアリング阻止闘争（表2参照）で各単産に要請した動員数をみると、もっとも多いのは自治労と県教組（それぞれ900人）で、国労（700人）、全通と電通労連（それぞれ400人）、私鉄総連（300人）、動労（160人）、紙パ労連（150人）、全日通と高教組（それぞれ120人）、全農林、全印刷と全専売（それぞれ100人）の順となっており（100人以下は省略）、紙パ労連を除いて公務公共あるいは公益部門の組合に多くの動員要請が出されたことがわかる（静岡県評 1981：28）。公務公共部門の組合は、民間大企業労組のように協調的労使関係に統合されておらず、各部門の経済的問題を超えた社会的・政治的課題に取り組む社会的ユニオニズムを志向していたといえる。

県評のヒアリング阻止闘争への動員要請に応じた組合の組合員が、強い原発反対の意思をもって闘争に参加したかどうかは定かではない。81年1月28日の島根原発2号炉公開ヒアリング阻止闘争（表2参照）に向けて、島根県評は「県下の単産・地区労の最大限の動員」を要請した。自治労島根本部は「全単組へ三割動員の指令」を出し、それを受けて島根県職労は各支部に対して合計で

表2 公開ヒアリング（1980～1984年）と阻止闘争の動員規模

日付	原発, 号炉	ヒアリング (1次, 2次)	阻止闘争の動員人数, 開催方式
80年 1月17日	高浜3号, 4号炉	2次ヒアリング	700人 (抗議集会)
80年 2月14日	福島第二3号, 4号炉	2次ヒアリング	3,000人
80年 7月17日	川内2号炉	2次ヒアリング	1,200人
80年11月20日	敦賀2号炉	2次ヒアリング	2,000人
80年12月 4日	柏崎2号, 5号炉	1次ヒアリング	8,000人
81年 1月28日	島根2号炉	1次ヒアリング	6,000人
81年 3月19日	浜岡3号炉	2次ヒアリング	7,000人
81年 8月28日	巻1号炉	1次ヒアリング	8,500人
81年12月 9日	泊1, 2号炉	1次ヒアリング	7,900人
82年 7月 2日	もんじゅ	2次ヒアリング	9,300人
82年 7月16日	玄海3号, 4号炉	1次ヒアリング	8,000人
82年11月18日	伊方3号炉	1次ヒアリング	2,500人
83年 1月23日	柏崎2号, 5号炉	2次ヒアリング (文書方式)	2,000人
83年 5月 13～14日	島根2号炉	2次ヒアリング	反対派, 「島根方式」により参加
83年12月 22～23日	泊1号, 2号炉	2次ヒアリング	全道労協は参加を前提に関係省庁と交渉を進めるも 決裂し不参加となった。 200人 (抗議集会, 全道労協は動員かけず)
84年 6月18日	玄海3号, 4号炉	2次ヒアリング	6,500人
84年11月16日	大飯3号, 4号炉	1次ヒアリング	2,600人

公開ヒアリングの日程、ヒアリング対象の原子炉などについては『反原発新聞』「年表・原発建設状況」（縮刷版第Ⅱ集に所収）に基づく。ヒアリング阻止の動員規模、開催方式については『反原発新聞』、『総評新聞』、県評資料等に基づく。

450人の動員を割当て、「冬の真っ只中、元気のよい仲間が選ばれ、割当を完全消化し（ヒアリングが開催される）鹿島町へ参集した」。そして、自治労だけで総動員数の4割をしめる2,300人を動員したとされる（自治研 1981.9a：51；島根県評 1980：75-76）。島根県職労は70年代後半から積極的に反原発闘争に関与したものの、一般組合員の間でその政策が必ずしも共有されていなかった。同労組が5,400人の組合員を対象に行ったアンケートによると、51.4%が「（原発は）不安であるが反対までは（しない）」、3.4%が「原発は安全である」と回答した（反原発新聞号外1985.8.6）。自治労島根本部や島根県職労の事例が示すのは、反原発闘争への大規模動員が組合員の自主的な意思よりも組合組織の指令系統に依拠した「縦型動員」であった可能性が大きいということである。

(3) 公開ヒアリング

公開ヒアリング設置は、1976年7月に出された「原子力行政懇談会」の最終答申に基づいたものであった。答申は、電調審の決定前の通産省主催の公開ヒアリングと通産省の安全審査をダブルチェックする原子力安全委員会主催の公開ヒアリングの二段階（それぞれ「第1次」「第2次」ヒアリングと呼ばれた）で、「対話の方式」と「出来る限り地元において開催」という実施方式を提案した（DR 1976.8.5）。最初の公開ヒアリングは、1980年1月の高浜原発3、4号炉の原子力安全委員会主催の「第2次ヒアリング」であった（表2参照）。福井県評を中心とした原発反対福井県民会議は、このヒアリングについて意見陳述人の人数と発言時間の制限・再質問の不許可、主催者の陳述人・傍聴人の事前選定、意見や質問の事前の届け出、陳述内容の制限などの問題点を挙げ、非民主的で「設置許可を進めるための形式的、欺瞞的なもの」と厳しく批判した。そして、社会党、総評、原水禁にヒアリング反対闘争の取り組みへの支援を呼びかけた（福井県評 1979：69,78）。

その後82年11月の伊方原発3号炉の第1次ヒアリングまで11回の公開ヒアリングが開催されたが（表2参照）、県評・地区労や住民運動団体はこれらのヒアリングを「まやかし」として公開ヒアリング開催を阻止する闘争を展開し、原発建設の手続きをストップさせようとした⁽⁸⁾。公開ヒアリング阻止闘争は、各地の原発反対運動の連携を強め、運動の一時的な高揚につながり、動員された組合員と機動隊の衝突により逮捕者・負傷者が出るまでに至った。しかし、公開ヒアリングは機動隊に守られ予定通り実施され、一度も阻止されることはなかった。結局、公開ヒアリング阻止闘争は原発建設手続きを止めることに成功せず、「原子力行政改革の空虚さ」を示す役割を果たすに留まった。さらに、労働組合を中心とした運動の基盤を、一般市民に広げることにも成功しなかったとされる（本田 2005：193,292；田窪 2001：74-75）。

公開ヒアリング反対闘争は、1983年より変化がみられた。島根県評と関連団体は83年5月の島根原発2号炉の第2次公開ヒアリングの開催方法について県当局と交渉をし、一定の合意⁽⁹⁾が成

(8) 他方、電力労連と傘下組合は公開ヒアリング開催を積極的に支援した。

(9) 合意内容は、ヒアリングを2日間とする、事前申し込みにより質問時間を40分まで延長できる、地元住民が推薦した学者や研究者が陳述人になれる、陳述時間の半分を反対の立場の陳述人に充てる、傍聴人の発言を一定

立したとして反対の立場から参加することにした。2号炉第1次ヒアリング阻止闘争（81年1月）を闘った島根県評が態度を転換した背景には、「公開ヒアリングの場がこれまで警官隊とのぶつかり合いに終わり、その結果は原発建設阻止につながら」ないことや、安全問題を検討する第2次公開ヒアリングを「ボイコットすることは運動上からも社会責任を果たすことにならないと判断」したことが挙げられた（島根県評 1983：59-60）。島根県評のヒアリング参加決定に対して、他の立地点の原発反対運動の活動家から批判的意見が出された（反原発新聞 1983.4.20）。他方、全道労協（北海道の総評系地方組織）は「島根方式」の影響を受けて、83年12月の泊原発1、2号炉第2次ヒアリングの実施方法について関連省庁と交渉を進め、一定の合意に達すれば参加する方針をとった。しかし、交渉は合意に達せず、全道労協は第2次ヒアリングへの不参加を決めた。但し、全道労協は現地の阻止行動への動員をかけずに、ヒアリング当日（12月21～22日）に現地（岩内）と札幌で反対の立場から「道民シンポジウム」を開催した（全道労協編 1989：1395-1396）。

公開ヒアリングのもう一つの変化は、行政側の対応である。原発立地点の自治体の首長から構成される全国原発所在市町村協議会は、各地のヒアリング阻止闘争に伴う混乱や騒動を懸念して、82年6月に中央省庁に対して公開ヒアリングの実施方法の改善を求めた。原子力安全委員会は同年11月、第2次ヒアリングの「文書方式」への改革を提示した。「文書方式」は、地元住民の意見の主な聴取手段を公開ヒアリングの開催ではなく文書の提出とするもので、混乱が予測される場合採用されるとした（それ以外は従来方式）。この方式による最初の「第2次ヒアリング」は、柏崎原発2号、5号炉を対象に行われた（本田 2005：160-161）。

反対派のヒアリング阻止闘争の限界の認識と行政の手による公開ヒアリング自体の形骸化のなかで、公開ヒアリング阻止闘争の動員数は83年以降大きく減少した。動員数の急減のもう一つの背景要因として、社会党中央本部が80年代半ばに原発政策を一部容認の方向に変更したこともあったとされる（田窪 2001：76）。

3 原発推進派と反対派の労組の見解・言説の分析

(1) 電力労連および傘下組合

電力労連や傘下の各電力労組の原発推進の政策は、産業・企業レベルでの労使協議制度に統合されたために「体制内主義」イデオロギーを志向したとともに、組合幹部の「技術至上主義」（第一節でふれた「政治スタイル」の三類型の一つ）的な世界観に基づいていたといえる。

技術至上主義に基づいた考え方は、とくに60年代後半の電力労連や傘下組合が組織として、あるいは幹部の発言として発表した見解にみることができる。電力労連の「原子力発電開発に対する提言」（66年2月）は、以下のように原子力技術の開発について楽観的な展望を示している。

「（原子力発電は）各国の現状等からみても在来エネルギーと十分競合できる現状にあり、その発展のテンポからも経済性はさらに高まるであろう」「（原子力は低廉と安定供給の）二原則

時間内認めることなどであった（島根県評 1983：62-63；本田 2005：161-162）。

をみだし……わが国の重要なエネルギー源となってゆくことはむしろ歴史的必然ともいえる。」
(DR 1966.2.5)

また、電力労連中央委員会が67年4月に発表した文書「原子力発電の基本問題」は、原子力開発が科学技術開発全体に及ぼす潜在的影響力について以下のように言及した。

「宇宙開発と並んで原子力は20世紀後半における科学技術開発のチャンピオンである。一つには、これが総合的な科学技術として材料工学からエレクトロニクスにまで広い裾野を引いて、その上に成立する技術であること」「そして第三に……原子力研究開発の推進は、単に原子力の分野に成果をもたらすものでなく、わが国の研究機関、大学、産業界全般の水準向上に資するものである。」(DR 1967.4.5)

電力労連の機関紙をみると、70年代初めより原発の住民に対する安全性および反対運動対策の記事が増えた。安全性に関しては青木賢一・日本原電（日本原子力発電）労組委員長（後の電力労連書記長）による「原子力は公害産業ではない」と題する4回にわたる連載記事がある。青木委員長は、原発からの放射性物質の環境への放出が直ちに公害と結びつくものではないと論じ、その理由として「その（放射線汚染の）マイナス効果をはるかにしのぐ（経済成長や国民生活向上の）プラス効果によって……相殺されるのみか十分おつりがくる」という「費用対効果主義」的な考えを示したが、放出される物質のコントロールが「あらかじめ十分に科学的に検討された“基準”の範囲内で行われており、放出される物質の「害」を除去する技術が「今日の科学技術の水準から予見して……十分に可能」であると主に技術至上主義的な議論を展開した（DR 1970.11.15, 1970.11.25）。

原子力発電所立地点の反対運動に対する見解についても、技術至上主義的な言説が窺える。「原子力発電所の立地難と安全性」についての青木日本原電労組委員長と甲元電力労連中央委員の対談で、青木委員長は各地で起きている反対運動について（1）「温排水、放射線汚染を問題とする漁業関係者の反対」、（2）「反体制のイデオロギーに根ざす立場からの安全性を問題とする反対」、（3）「主として反体制イデオロギーの影響を受けて、素朴な不安にかられて反対している人たち」などと類型化した。そして（2）のグループが（3）のグループを「巻きぞえ」にしており、（3）の「素朴な住民」に対しては、組合が「原子力に対する正しい認識」や労組の会社に対するチェック機能（組合が放射能防除対策を会社に遵守させること）などについて真摯に話し合えば反対派の住民を説得できると論じた（DR 1971.10.15）。また、女川原発の反対派についてのレポートで、機関紙は以下のような分析をした。

「原発反対派のらびとは、理論的科学的なものをもっているのではない一部の指導者より得た知識と、毎日の新聞、テレビで報道される反対運動の動き、環境保護上の問題指摘、原子力利用の問題点など断片的に知り得た知識に、地元住民の組織化された反対ムードを加え、自己の主張をくりかえしているのである。」(DR 1971.12.5)

すなわち、これらの機関紙の記事は、立地点の住民が原発に関する正しい科学的知識をもたず、反体制イデオロギーをもつ活動家により影響を受けて反原発運動に取り組んでおり、住民に原発を許容させるためには「正しい」科学的知識を伝えることが必要であると示唆した。

1974～75年にかけて、電力労連は原発で働く労働者の被ばくを問題視し始め、原子力開発に対する技術至上主義が揺らいだかのようにみえた。その背景として、75年までに全国で10機の原子炉が運転開始したが、原子炉の増加に合わせた組合員の被ばく量の増加傾向および被ばくに対する組合員の不満があった（Tanaka 1988：139）。電力労連の被ばく問題への態度は、前述の社会経済国民会議「エネルギー開発促進委員会」での労働側委員の発言からもみることができる。この問題について、労働側委員から以下のような厳しい意見が出された。

「組合内の論議として、軽水炉の開発に再検討を加えるべきではないか。という声が原子力に携わる組合員の間から出つつある……軽水炉は廃棄物が多いうえに、安全性の見地からも放射能のトータル・マン・レムは増加する傾向にあって問題である。原子力について、そういった立地上、安全上の問題の積極的な検討がこれまで不足していたこともあり、軽水炉からの従業員の被曝も年々増えていることもあって、設計段階からを含めて軽水炉の開発は再検討が必要と思う。」（1974年9月の第2回促進委員会での労働側の発言、電労連月報 1974.10）

「私たちの心情としては、これらの体制（被曝の総量規制・安全についての法体系整備）をまず早急に確立してもらわぬ限り、原子力発電所に対して従来のように両手をあげて協力することには二の足を踏まざるを得ない。事実、組合内部でも被曝量その他の問題で漸次トラブルが増えていて、私たちが責任をもって説得できるものでもない……」（1975年1月の第6回推進委員会での労働側の発言、電労連月報 1975.2）

このような被ばく問題の懸念が、労働者の被ばく増加の問題が解決されない限り「本格的な原子力時代をむかえることは不可能」と指摘した電力労連の「第五次提言」（75年2月に発表）に結びついたといえる。

しかし、電力労連は75年8月の大会での執行部交代を契機に、被ばく問題とともに軽水炉自体の技術完成度に疑問を呈した見解から、再び原子力開発に強力にコミットする技術至上主義的な見解に転換した。見解の転換の背景には、原発推進に慎重な態度をとる幹部と原発推進に積極的な幹部の「内部抗争」があり、後者の執行部掌握があったとされる（Tanaka 1988：139）⁽¹⁰⁾。内部抗争の実態は不明であるが、東電労組は原発の積極的推進の立場を堅持し、電力労連の執行部とは異なる立場をとった。同労組執行部が確認した文書「原子力開発についての基本姿勢」は、「第五次提言」を直接批判せず、原発で働く労働者の「安全・健康管理体制」の確保の必要性も指摘したものの、「無資源国のわが国の将来的エネルギー対策として、長期安定確保のために原子力開発は欠かすことのできないものと認識」し、第一次石油危機以降、原子力を「わが国のエネルギーの中心」とする必要性が一層強まったと論じた（DI 1975.2.1）。

なお、組合員の被ばく量増加に対する不満は、被ばく量が多い作業の担当を社員から下請労働者に移すことで対処された。そのことは、70年代後半以降、下請労働者の被ばく線量が社員の被ばく量よりも高くなったことに示された（Tanaka 1988：139-140；本田 2005：132）。

(10) 原発推進派で知られる青木賢一日本原電労組委員長は、この大会で書記長に選ばれた（Tanaka 1988：140）。

75年以降、電力労連は原発について技術至上主義的な見解を再確立するとともに⁽¹¹⁾、原発推進を日本経済の発展やそれを支えるエネルギー安全保障などの広い文脈に結びつける「倫理主義的」な言説も強調するようになった。倫理主義的な言説は、原発を倫理的に「悪」とみなし自分たちの運動を「正義」とみなす原発反対運動の活動家の見解と結びつけられることが多い。しかし、経済発展や国家の安全保障が絶対的な価値、すなわち「正義」としてみなされ、原発反対運動がこれらの絶対的な価値に反対する「悪」とみなされる場合、原発推進派の言説は倫理主義的な側面をもつとみることができる。電力労連の見解は、「正義」「悪」の峻別を明確に示したわけではないが、原発推進＝正義とする含意をもつ主張をするようになった。例えば、電力労連の活動方針は「エネルギーの安全保障」の確立（76年度方針）、「エネルギーのナショナル・セキュリティ」の確立（77年度方針）を強調し、とくに77年度の方針案では、1975～1985年の日本の経済成長を年率6%とする政府の見通しを前提として、経済発展を支える電力エネルギーの安定確保が国内的、国際的状況から難しくなっていると指摘し、労働組合が「社会的責任を自覚し、エネルギーのナショナル・セキュリティを確立するという立場」をとるべきと主張した。「エネルギーのナショナル・セキュリティ」の柱の一つである「電源開発の積極的な推進」には、「軽水炉型原子力開発」の積極的推進が含まれた（DR 1977.8.5；高井 1978：102）。倫理主義的な言説は、1978年3月に開かれたエネルギー・シンポジウムでの橋本孝一郎電力労連会長（75年の大会で会長に選出）の以下の挨拶（機関紙がまとめたもの）からも窺うことができる。

「エネルギーについては、政府も経営側も、そしてわれわれ労働組合も一体となって長期的な展望のもとに取り組みねばならぬ。エネルギーこそ、経済発展の安全保障だ。ところが、あのオイルショック直後に、全国民がエネルギー、石油、電力の重要性について認識したのにもかかわらず、いま国民は実感として、身体をもって危機感というものを味わっていない。とりわけ石油が今後どうなるか、代替エネルギー、原子力についての認識が不足している。」（DR 1978.3.25、下線部は著者が追加）

1979年3月に起きたスリーマイルアイランド〔TMI〕事故は、日本の原発に対する国民世論にもインパクトを与えたものの（吉岡 2011：157-158）、電力労連や各電力労組の原子力開発への積極的な態度を揺るがすことはなかった。電力労連は同年6月に発表した「TMI原子力発電所事故に対するわれわれの見解」で、事故を起こした原発と日本の原発に多くの相違点があり日本では技術的に起こりえない事故であること、TMIの運転員が「われわれの体験からは、およそ考えられない」操作をしたことを指摘した。同文書は、原発の安全性のさらなる追求と運転員の事故時の対応の訓練充実が必要だとしながらも、エネルギーの安定確保の観点から「原子力発電の必要性を肯定し、積極的に推進する」方針に今後もコミットしていくことを強調した（DR 1979.6.15）。また、同年の電力労連大会の挨拶で橋本会長は、「（TMI原発事故についての）事の一部始終のほとんどが

(11) 1976年の電力労連の運動方針（案）は、「現在の軽水炉型原子力発電所は、環境、安全、対策上からいって十分実用の域に達している」こと、「一日も早く米国技術依存体制から脱皮して自主技術体制の確立を急ぐ」ために国と民間の役割を明確にした整合性のある研究体制の確立を主張した（DR 1976.7.15；高井 1978：102）。

明らかになった今、私は、わが国の原子力発電の安全性について、むしろ確信を強めていますし、今後に向けては一段と高まっていくと思います」と述べ、日本の原子力発電の技術や人材の水準の高さを強調した（DR 1979.9.15）。

電力労連と各電力労組は、80年から始まった公開ヒアリングの開催に積極的に協力し、組合役員（主に同盟系地区組織の幹部・役員、その多くは各電労の役員の兼務とみられる）を建設賛成の立場の陳述人として送り込んだ。東電労組は、80年2月の福島第二原発3号、4号炉の第2次公開ヒアリングに双葉地区同盟議長（東電労組原子力支部委員長）を、12月の柏崎原発2号、5号炉の第1次公開ヒアリングには柏崎地区同盟の会長と青年婦人会議役員を陳述人として参加させた（DI 1980.3.1, 1981.1.1・10）。

他方、電力労組は公開ヒアリングを阻止しようとする社会党、県評、あるいは「過激派」などを厳しく批判した。例えば、柏崎原発第1次公開ヒアリングの機関紙の記事で、電力労連は「社会党、総評を中心とする反対派」が「正規の手続きによって進められているものを力で妨害しようとすることは、民主主義の否定」であり、「わが国最大の課題であるエネルギー問題を自らの組織を維持するために利用していることは断じて許してはならない」と主張した（DR 1980.12.15）。また福田裕次電力労連政策局次長は、反対派が「地元住民が強い関心をもっている安全対策についての、質疑や意見反映の機会」である第1次公開ヒアリングを阻止しようとしていると批判した（DR 1981.2.15）。さらに、東電労組も、公開ヒアリング阻止闘争を民主主義的手続に基づいた場を否定していると批判し、「エネルギー開発の選択を裁判やシュプレヒコール、実力阻止行動等によって確立されることは、到底考えられず、また抽象論の論議を幾ら積み重ねても新しいエネルギーは創造されない」と論じた（DI 1981.1.1・10）。

電力労連や傘下労組のヒアリング阻止闘争の批判の言説は、技術至上主義よりも倫理主義に基づいていると考えられる。これらの組合は、前述した「エネルギーの安定確保による経済発展の維持」に加え「民主主義的手続きによって地元住民の意見を聞く公開ヒアリング」を「正義」とみなし、県評と総評系単産および社会党などによる公開ヒアリング阻止闘争を「正義」に反する行動とみなし「自己満足」、「エゴイズムむき出し」、「住民の迷惑」を顧みない行動、「観念的」行動などと批判をした（DI 1980.3.1, 1981.1.1・10；北海電労 1981.12.25；中電労組 1981.3.25）。

このように電力労連や各電力労組は、公開ヒアリング阻止闘争に対しては倫理主義的な言説で批判した。他方、公開ヒアリングで陳述した組合幹部・役員は、技術至上主義の言説に基づいて安全に関する技術水準の高さを強調した。例えば、80年2月の福島第二原発第2次公開ヒアリングで陳述した東電労組原子力支部委員長は、「石油代替エネルギーの主役として」原子力の「開発推進を図っていくことは当然なことと考えます」と述べるとともに、71年3月の福島第一原発1号機の運転開始以来10年がたち「当初は種々のトラブルも発生」したものの、「その後の技術改良……改善、更に増設機についてはその時点の最新技術を導入して建設され、特に近年では好（ママ）稼働の運転実績を上げている状況」であるとした（DI 1980.3.1）。また、1984年6月の玄海原発3号、4号炉の第2次公開ヒアリングで地元から委任を受けて陳述人として発言した江浪電力労連原子力部長は、「わが国の軽水炉技術は、近年の70%を超える高稼働率に示されているとおり、世界でも最高の水準にあり、安全性についてはなんら不安をいだいているものではない」と主張した

(DR 1984.6.25)。

なお、電力労連や傘下組合の原発推進の主張には「費用対効果主義」的言説をみることができない。ここで費用対効果主義というのは、原発建設の推進が組合員の経済的利益（雇用安定や賃金の向上）に結びつくとする考え方で、労働組合のイデオロギーのなかではビジネス・ユニオニズムと親和性をもつ。費用対効果主義的言説が顕在化しなかった理由として、電力会社の経営基盤が公益企業として安定していたこと、それに伴い（少なくとも電力会社正社員の）雇用安定および相対的に恵まれた賃金水準と付加給付が保証されていたことを挙げることができる。

(2) 総評の県・地域組織、単産

総評（あるいは総評・社会党ブロック）の原発に対する倫理主義的アプローチは、反原発闘争を反独占資本、反合理化闘争や反核・平和闘争といった広義の政治・経済闘争の一環として位置付けたこと、原発の運転が多く労働者の被曝の犠牲を伴うことを強調したことに示される。例えば、72年9月の社会党・総評主催「原発対策全国代表者会議」では、「原発と再処理工場の問題は核武装・軍国主義にかかわる問題であり、これとの闘いは憲法を守り平和を守るための闘いでもある」ことが基調報告で述べられた（労働ニュース 1972.9.6）。また、第4回「原発反対全国代表者会議」（1975年10月）での会議集約は、今後の闘いで労働組合が取り組むべき課題として「労働者は労働者の立場から原発の安全性、労働者の被曝問題などを含めて日本独占の戦略路線としての産業の原子力化という体制的合理化に反対する立場から徹底的に運動を迫り及して行かねばならない」と指摘した（総評 1976：170）。

さらに、第6回「原発反対全国代表者会議」（1977年10月）の会議基調（案）は、労働者の被ばく問題を取り上げるとともに、費用対効果主義的視角から原発の経済性を疑問視した。被ばく問題に関しては、「既に数多くの原発が建設され、運転されている。その中で労働者が被曝し、死んだ者も出てきていることも明らかにされている」と指摘し、そのような過酷な労働環境を問題視しながら運動を組織する必要があるとした。経済性については、「（原発の）稼働率は著しく低下し、ウランの高騰などその経済性もまったく失われて」おり、労働者の被ばく問題に加え「放射性廃棄物の最終処理方法の未確立など、原発は代替エネルギーの主役どころか、安全性も経済性もない次代へのお荷物的存在」であると強調した（総評 1978：110-111）⁽¹²⁾。

現地の反対闘争に参加した地区労や単産の活動家は、より明確な形で公開ヒアリング阻止闘争などの反原発諸闘争を反独占資本闘争、反戦・平和闘争、あるいは階級闘争全般と結びつけた。例えば、飯塚晴紀柏崎地区労議長は、柏崎刈羽原発建設反対闘争の課題として、放射能の危険や命を守ることを住民に訴えることが重要であるとしながらも、「それだけでは労働組合として取り組むには不十分」と論じた。そして、「原発から出るプルトニウムをもって核武装するというよう

(12) 島根県評も1982年度一般経過報告書で、「経済の縮小均衡によって電力需要が停滞し、電力も石油も余剰時代になったこと（に）加えて、石油の値下がりによって原発コストが割高な状況にあり、『安い電力は原発』…（などの）原発推進神話までもろくも崩れてきた」と指摘し、費用対効果主義的言説で原発を批判した（島根県評 1983：50）。

に危険視」して反原発を「反核・反戦の闘い」と捉えること、膨大な資本投資を伴う原発建設が「独占の景気浮揚策」「日本独占の体制的強化」であり「電力（会社）が（原発を）つくるんじゃない、日本独占総体が原発を支えて推進しようとしている」と認識することが重要だとした（月刊総評 1981：43-44）。また、各地の公開ヒアリング阻止闘争に多くの組合員を動員した動労（国鉄動力車労働組合）は、反原発闘争と反戦闘争との結びつきを強く意識した。80年12月の柏崎原発公開ヒアリング阻止闘争の総括のなかで、動労は「今日まで、反原発運動が依然として『安全』問題や『公害』問題に埋没し、反戦・反核・反安保の立場で闘えない限界性」があったものの、柏崎の闘争を「無抵抗の抗議」闘争から「実力闘争」へ発展させ、その限界性を突き破ることができたと評価した（動力車新聞 1980.12.17）。このように原発に反対する組合は、原発推進が労働者の被ばくという犠牲を伴うこと、独占資本主義体制の維持や日本の再軍備や核武装に利用されていることなどから、原発は「悪」とする倫理主義的な批判をした。

原発反対派労組のなかでも、自治労に組織されている自治体労働者は、原発問題を民主主義や地方自治に対する脅威と捉えた。首長や議会が原発建設を推進する自治体では、組合の活動家と職員としての役割との間で板挟みになるという問題が生じた。自治労は1978年9月に「反原発自治研究会」を開き、そのなかで反原発運動に関わっている自治体労組の活動が報告された。自治労は、「自治体労働者にとって原発問題は、危険性の問題ばかりでなく、自治破壊、合理化、組合つぶしと深く関りあっている」ことが集会で明らかになったと指摘した（自治労 1978.10.1）。同集会では、島根原発の地元の鹿島町の職員組合では「原発問題については触れることのできない問題…タブーになっている」ため、反原発運動は島根県職労や松江の労働組合が中心となって進めていることが指摘された（自治研 1978.10：67）。原発推進の立場をとる自治体で反原発の立場から組合活動が行われた場合でも、組合員が当局の圧力を受けるために、一部活動家を除いて活動に参加できないこと、組合の執行委員のなかでも「自分がその仕事（環境調査に関する町行政の仕事）に携わる」という理由で「仲間の説得も不十分のままに活動から離れて行く人」が出たこと（青森県大間町の事例）が報告されている（自治研 1981.9b：45-46）。このように自治労は、反原発闘争において反独占や反戦とは別の社会体制の問題、すなわち組合活動の自由を含めた民主主義の問題や中央集権的に進められる原発推進で脅かされる地方自治の問題に直面した。

おわりに

本稿は、主に1970年代半ばから80年代半ばにかけての原発を推進する電力労連と傘下の電力労組と原発に反対する総評の地方組織と単産のそれぞれの見解と言説を、技術至上主義、倫理主義、費用対効果主義という三種類の「政治スタイル」を当てはめて分析した。電力労連と傘下組合は、主に技術至上主義に基づいて原発推進を主張した。しかし、70年代後半以降、エネルギーの安全保障を強調した倫理主義的な言説が強まり、また公開ヒアリング阻止闘争に対しても「民主主義的手続」の否定という倫理主義的な言説で批判した。技術至上主義を基調としながらも、これらの組合が国益に基づいた倫理主義的な言説を強調し始めたのは、原発の運転開始から年を経るごとに噴出したさまざまな技術的問題で弱まった技術至上主義的な言説の説得力を「補完」するねらいがあったと

解釈することもできる。他方、県評・地区労や自治労、動労などの単産は、原発反対を反独占資本闘争や反戦・反核闘争および民主主義や地方自治の擁護といった社会体制全体に関わる闘争や問題意識に結びつけた倫理主義的言説を強調した。反対派は原発が社会体制全体に対してもつ含意を主に強調したが、原発の経済的コストに注目し費用対効果主義的な見解からも原発を批判した。

三類型の政治スタイルを提唱し、その分析概念を使い三カ国の原発をめぐる政治紛争を分析した James Jasper (1990) は、アクター間の対立（典型的には、原発関連企業や政府と環境運動の対立）を主に技術至上主義と倫理主義の対立により説明した。本稿の分析は、原発推進派と反対派の労働組合が、それぞれ技術至上主義+倫理主義、倫理主義+費用対効果主義を組み合わせた政治スタイルをもち、お互いに相容れない信念や世界観から原子力発電をめぐる論争や運動に関与したことを示した。また本稿は、日本の原発推進派、反対派労組の対立が、「技術至上主義」対「倫理主義」という2つの政治スタイルの対立だけでなく、信念や世界観が異なる倫理主義の間の対立という側面をもったことも示した。

さらに本稿は、推進派と反対派の組合がそれぞれ体制内主義と社会的ユニオニズムを志向していることを指摘した。電力労連と傘下電力労組の体制内主義の特徴は、企業レベルだけでなく産業レベルにおいても労組が労使協議に基づいた協調体制に組み込まれていたということである。反対派労組の社会的ユニオニズムの特徴は、反対闘争の中心が県評や地区労という労働組合の地方・地域レベルの連合体であり政治的・社会的問題に取り組みやすかったこと、県評が組織した公開ヒアリング阻止闘争などの反原発闘争に参加した単産の多くが民間大企業にみられた協調的労使関係に組み込まれていなかった公務公共部門の労組であったことである。とくに県評・地区労は労働組合の県や市レベルの連合体として、単産や単組だけでは担えない対自治体活動や地域社会に広がりをもった社会運動的活動を担ったといえる。その意味で、70年代～80年代にかけて労働運動と立地点の住民運動の間で同盟関係が形成されたのは、県評・地区労の社会運動的役割によるところが大きい。

このような労働運動内の原発をめぐる対立構造は、80年代後半以降大きく変化し、労働組合の反原発闘争におけるプレゼンスが弱まった。その要因の一つは、全民労協に結集した民間組合が政策制度要求で原発に対する合意形成の努力を始めたことである。全民労協の84～85年の政策・制度要求は初めて原子力発電の現状と問題点に触れ、「従来までの構成組織で意見が異なっていたのを一歩前進させ、全民労協として共通認識への醸成へ努力する」ことを打ち出した (DR 1984.6.15)。電力労連は「合意形成」のために重要な役割を果たした。全民労協の政策委員会・資源エネルギー部会を構成する総評系の5産別を含む18産別組織の代表は、85年6月に福島第二原発を見学した。さらに電力労連は全民労協と協力して、86年11月から87年3月にかけて「原子力発電所相互交流会」を14カ所の原発で実施した。この交流会は、各電力会社の労組の相互交流を目的とするものであったが、全民労協加盟単産の代表が原発を見学する機会も提供した（合計で37単産から94人参加した）。電力労連は、相互交流会が「原子力発電に関する論議が感情論や机上の想定に終始することなく、事実関係に根ざした論議となること」を期待するとした (DR 1986.11.15, 1987.4.15)。これらの合意形成に向けた活動は、チェルノブイリ事故で揺らいだ原発の安全性に対する一部の単産の懸念を和らげる役割を果たしたと考え

られる⁽¹³⁾。

多くの研究が指摘しているように、チェルノブイリ事故以降の反原発運動は、これまでの立地点住民の闘争に支援労組の組合員が動員される形態から大きく変化した。反原発運動の中心となったのは、大都市や地方都市の市民層、とくに高学歴の主婦層であり、これらの市民や主婦層は、労働組合や政党から独立した、個人が自主的に参加する草の根運動のネットワークを形成していった(本田 2005:292;長谷川 2011:186-188)。原発と原発が「象徴する社会体制・ライフスタイルへの異議申し立て」という性格をもつ「反原発ニューウェーブ」運動は、1988年1～2月の伊方原発出力調整反対運動(高松行動)を経て、同年4月の東京・日比谷公園での「脱原発2万人行動」がピークとなった。この集会では、脱原発法制定のための署名・国会請願運動が提案された(本田 2005:216-218,222;田窪 2001:77-78)。

電力労連などの原発推進派労組は、反原発運動の急激な変化に困惑した。これまでの「敵手」は立地点の住民運動とそれを支持する労働組合など具体的な組織であり、これらの組織が警察や機動隊によって排除されることで原発建設の前提となる公開ヒアリングは予定通り行われた。他方、「反原発ニューウェーブ」運動は多くの市民を巻き込むネットワーク的広がりをもったため、特定地点の反対運動を排除することだけでは反原発運動を弱めることができなかった。福田裕次電力労連書記長は、「ニューウェーブ」運動を「感性に訴える巧みな主張」をする「草の根運動的色彩が濃い」主婦層を中心とした都市型運動と特徴づけたが、「率直に言って反対運動に対する特効薬は無い」ことを認めている(福田 1988:32,38)。また、電力労連は88年、89年の大会議案書で、「放射能汚染の恐怖」を煽るマスメディアや「現実的なエネルギー政策を否定した無責任」な脱原発法署名運動を批判し、国民の合意形成に「全組織を挙げて」取り組む決意を示した(DR 1988.7.25,1989.7.25)。そのような合意形成の取り組みは、政府、電力会社、電力労組を巻き込んだ原発推進の大々的な宣伝活動やメディア・キャンペーンという形で具体化した(本田 2005:231,235-237)。

このような反対運動の形態の変化と原発推進側の対応、および労戦統一後の労働運動における原子力発電をめぐる意見対立の変化についての分析は、今後の課題である。

(すずき・あきら 法政大学大原社会問題研究所教授)

参考文献

- 電労連月報(1975.3)「第7回エネルギー開発促進委員会」『電労連月報』:301頁。
電労連月報(1975.2)「第6回エネルギー開発促進委員会わが国の原子力政策と原子力開発をめぐる諸問題について」『電労連月報』:225～267頁。
電労連月報(1975.1)「第5回エネルギー開発促進委員会原子力発電の開発問題について」『電労連月報』:213～219頁。
電労連月報(1974.11)「第3回エネルギー開発促進委員会」『電労連月報』:85～99頁。

(13) 全労協の86～87年度政策・制度要求の原子力政策は、「今後、わが国において代替エネルギーとして重要な役割を果たしていくことが期待される」と推進の立場をとったものの、チェルノブイリ事故を受けて安全性を重視した原案補強が行われた(DR 1986.6.5;本田 2005:183-184)。

- 電労連月報（1974.10）「第2回エネルギー開発促進委員会」『電労連月報』：56～63頁。
- 電労連月報（1974.9）「エネルギー開発促進委員会開催される」『電労連月報』：28～37頁。
- 電力労連（1993）『電力労連40年史』全国電力労働組合連合会・40年史刊行委員会。
- 電力労連月報（1983.1）「政策シンポジウム」『電力労連月報』：121～123頁。
- 動力車新聞（1980.12.17付）「反戦・反安保・反原発闘争 新たな地平を確立 12・3～4 柏崎反原発公開ヒアリング阻止闘争を貫徹 動労、現地実力闘争を牽引」。
- 福田裕次（1988）「電力労働者の自信と任務：反原発運動の高まりの中で」『改革者』（1988年7月号）：32～39頁。
- 福井県評（1979）『第39回定期大会 1979年度活動報告』。
- 反原発新聞（1985.8.6付 号外）「実践が何よりの学習 県職労10年の闘いから」。
- 反原発新聞（1983.4.20付）「誌上討論 是か非か 島根公開ヒアへの参加方針」。
- 長谷川公一（2011）『脱原子力社会へ電力をグリーン化する』岩波書店。
- 本田宏（2005）『脱原子力の運動と政治：日本のエネルギー政策の転換は可能か』北海道大学図書刊行会。
- 月刊総評（1981）「特集 新段階を迎えた反原発闘争 闘争現地からの報告と意見」『月刊総評』（1981年6月）：42～58頁。
- Jasper, James M. (1990) *Nuclear Politics: Energy and the State in the United States, Sweden, and France*. Princeton: Princeton University Press.
- 自治研（1981.9a）「原発立地と自治体労働者 島根原発」『自治研』（1981年9月号）：48～53頁。
- 自治研（1981.9b）「原発立地と自治体労働者 大間原発」『自治研』（1981年9月号）：43～47頁。
- 自治研（1978.10）「各地の運動の交流をはかる」『自治研』（1978年10月号）：63～70頁。
- 自治労（1978.10.1付）「原発とは共存できない 自治体労働者の任務をさぐる 初の反原発自治研集会 開く」。
- Obach, Brian K. (2004) *Labor and the Environmental Movement: The Quest for Common Ground*. Cambridge, Mass: The MIT Press.
- 労働ニュース（総評教宣局）（1972.9.6付）「原発反対へ運動強化 社会党・総評 代表者会議で確認」。
- Savage, Larry and Dennis Soron. (2011)“Organized Labor, Nuclear Power, and Environmental Justice: A Comparative Analysis of the Canadian and U.S. Labor Movements,” *Labor Studies Journal*, 36 (1) : 37-57.
- 静岡県評（1981）『第35回定期大会資料 1980年度活動報告（I）』。
- 島根県評（1983）『第51回定期大会 1982年度一般経過報告書』。
- 島根県評（1980）『第47回定期大会 1980年度一般経過報告書』。
- Siegmann, Heinrich. (1985) *The Conflicts Between Labor and Environmentalism in the Federal Republic of Germany and the United States*. Gower Publishing Company.
- 総評（1978）『第57回総評定期大会各局報告書（I）』。
- 総評（1976）『第53回総評定期大会各局報告書（I）』。
- 総評組織局（1985）『総評組織局情報 No.49』（1985年4月10日）。
- 総評組織局（1979）『総評組織局情報 No.24』（1979年11月5日）。
- 高井真一（1978）「原発問題が労働者に問いかけるもの」『月刊労働問題』（1978年8月）：95～106頁。
- 田窪祐子（2001）「住民運動と環境運動—日本の反原発運動を事例として」長谷川公一編『環境運動と政策のダイナミズム』（講座 環境社会学第4巻）有斐閣。

Tanaka, Yuki. (1988) "Nuclear power and the labour movement," in Gavan McCormack and Yoshio Sugimoto, eds., *The Japanese Trajectory: Modernization and beyond*. Cambridge University Press.

東電労組・政策室編 (1985) 『東電労組史』(第2巻) 東京電力労働組合本部。

吉岡斉 (2012) 「日本における脱原発時代の開幕」『大原社会問題研究所雑誌』No.641:10~27頁。

吉岡斉 (2011) 『新版 原子力の社会史 その日本的展開』朝日新聞出版。

全道労協編 (1989) 『全道労協運動史』全道労協運動史編集委員会。

電力労連および傘下電力労組機関紙

DR 『電労連』、『電力労連』

DI 『同志の礎』(東京電力労働組合)

北海電労 (北海道電力労働組合)

中電労組 (中部電力労働組合)

山口大学大学院東アジア研究科 東アジア研究叢書 創刊!!

東アジア研究叢書 1

横田伸子・塚田広人 編著 — A5判・二七八頁・四四一〇円税込

東アジアの格差社会

「山口大学大学院東アジア研究科 東アジア研究叢書の刊行について」
序文 横田伸子

《第1部 東アジアにおける社会・経済システムの変化と格差問題》

第1章 社会システムと格差問題……………塚田広人

第2章 韓国における「IMF経済危機」以降の
組立型工業化と労働の非正規化……………横田伸子

第3章 中国における労働力コストの上昇と成長モデルの転換
——和諧社会の構築に向けて……………陳建平

第4章 世代を越えた格差の固定化と学校教育の役割……………石井由理

《第2部 東アジアにおける格差拡大と社会的排除》

第5章 若者と社会的排除……………岩田正美

——日本のネットカフェ生活者の相談データから——

第6章 韓国の労働市場の構造と社会的排除……………チャン・ジンヨン

第7章 中国の三農問題と都市農村格差……………嚴善平

《第3部 東アジアにおける非正規雇用の拡大と新たな労働運動の展開》

第8章 日本における非正規雇用の拡大と個人加盟ユニオンの展開……………遠藤公嗣

第9章 韓国における非正規労働者組織化に対する再検討……………ウンスミ

第10章 米国主導資本主義破綻後の中国の行方……………上原一慶

——中国における格差拡大と労使関係の変化——

第11章 東アジアにおける格差問題の意義……………野村正實

——論文へのコメント——

《第4部 東アジアにおける健康格差と医療保障制度の課題》

第12章 日本における社会格差と健康……………福田吉治

第13章 韓国の医療格差と医療保障制度……………ペク・ヨンギョン

——医療民営化政策と社会的苦痛の深刻化——

第14章 中国の医療保険制度における医療格差の是正に向けて……………袁麗暉

——効率追求から公平性重視へ——

●新刊案内

鈴木和雄 著 — 菊判・四三三頁・六九三〇円(税込)

接客サービスの労働過程論

従来の生産労働を中心とした労働過程とはいちじろしく異なる接客サービスの労働過程が提起する諸問題を、接客労働の3極関係、感情労働、労働移動という3つの主題として理論的に考察する。

御茶の水書房

〒113-0033 東京都文京区本郷5-30-20 電話03-5684-0751 <http://www.ochanomizushobo.co.jp/>